

清朝順治初期における 政治抗争とドルゴン政権

— 八旗制度からの考察を中心に —

磯 部 淳 史

はじめに

本稿は清朝順治（1644年～1661年）初期の政治抗争について考察を加え、それを通じて当時の清朝内部に存在した派閥の構造と、八旗における人間関係の究明を目的とするものである。また同時に、政治抗争の側面から、順治初期のドルゴン（多爾袞 Dorgon）政権の支配構造の一端に論及することも試みる。

順治期は、清が入關によって、その一大転機を迎えた時期であるが、当時の皇帝であった世祖順治帝（フリン、福臨 Fulin）は幼少で、入關の指揮を執ったのは太祖ヌルハチ（努爾哈齊 Nurhaci）の十四子で、順治帝の叔父である摂政の睿親王ドルゴンであったことは周知の事実である。しかしながらこのドルゴンの摂政期は、清初^①において非常に重要な時期であったにも関わらず、該政権に関する専論は、日本では極めて少なく、不鮮明な部分が多いように思われる。^②

このような問題関心から、筆者はかつて「順治帝即位をめぐる黄旗旗人の動向について一バブハイ断罪事件を例としてー」（以下、前稿と略す）を発表し、順治帝即位時期の両黄旗（鑲黄旗・正黄旗）に着目し、彼らの動向とドルゴン政権を関連づけて論じた。しかしながら前稿での考察

は、主として皇帝の領旗である両黄旗の考察のみにとどまり、八旗全体の考察には及ばず、またドルゴンをめぐる人間関係にはほとんど踏み込んでおらず、はなはだ不十分なものであった。そこで本稿では、前稿で明らかに出来なかった問題を踏まえ、清初順治期の政治抗争のうち、主として入閥前後のドルゴン派と反ドルゴン派の抗争について考察し、清初政治史におけるドルゴン政権の展開を跡づけたい。また、各派閥の人脈を整理することで、そこから窺えるドルゴン派、反ドルゴン派の特徴についても論じたいと思う。すなわち本稿は、八旗制度における人的組織の面について検討し、ドルゴン政権との関わりを明示するものである。

考察の手がかりとして、八旗制度の問題を取り上げるのは、すでに孟森氏以来、清朝、就中清初においては、八旗を国家そのものとする指摘が度々なされているように、ドルゴン政権とも密接に関わってくる問題であるためである。清朝、ことに清初における国家体制は、八旗制度を基調とした「連旗制」と通称される分権的連合体制であり^③、皇帝といえども両黄旗を領有する旗王の一人に過ぎなかつたことは、従来の研究でも度々指摘されている。また近年では、杉山清彦氏や鈴木真氏らが、各旗の旗王と旗人の婚姻や主従関係、旗王の母系などの面に着目し^④、杉山氏は特に、こうした婚姻や母系を重要な要素とする清初の支配構造を「旗王制」とした。^⑤これに関する反論もあるが、筆者は本稿ではおおむね孟森氏や杉山氏の見解に従うこととする。こうした連合体制に対して、皇帝権力の強化を図ったのが太宗ホンタイジ（皇太極 Hong Taiji）であり、太宗は一代を通じて皇帝=ハン權強化政策を推進した。その後を襲つたのがドルゴン政権であり、ドルゴン政権とこの太宗朝の政策は深く関わっており、続く順治朝でも、この皇帝権の問題は引き継がれている。ドルゴン政権は、すなわち太宗朝と順治朝を繋ぐ時期であり、「連旗制」や清初の皇帝権力の問題とも密接に関連しているものと思われ、本稿が特に八旗制度と関連づけてドルゴン政権を論じる理由もそこにある。

以下、本稿で扱う順治初期の政治抗争の概要を述べておきたい。清朝

の崇徳八(1643)年八月に、二代皇帝太宗が後継者を決めぬまま没すると、次の皇帝位をめぐって、諸王の間で熾烈な抗争が展開されるが、最終的には、太宗の第九子である、当時六歳のフリンが即位するに至る。これが世祖順治帝であるが、この時に摂政となつたのが、太宗の従弟である鄭親王ジルガラン(濟爾哈朗 Jirgalang)とドルゴンであった。

先述したように、この順治帝の即位は、決して円滑に進んだわけではなかつたが、順治帝即位に至るまでの諸王の合議の様子は、清側の根本史料である『大清世祖章皇帝実録』(以下、『世祖実録』と略称)にはほとんど直接的記載がなく、この間のことについては、朝鮮李朝側の史料である『瀋陽状啓』や、『世祖実録』の断片的記述などによるしかない。それらをもとに、順治帝即位前後の人物関係を整理すると、清朝内部には、大きく分けて以下のようない三派が存在する。

- i 太宗長子のホーゲ擁立派：ダイシャン(代善 Daišan、ヌルハチ次子)^⑦
- ii フリン擁立派：両黃旗の旗人
- iii ドルゴン擁立派：アジゲ(阿濟格 Ajige、ドルゴン同母兄)、ドド(多鐸 Dodo、ドルゴン同母弟)^⑧、ショト(碩託 Šoto、ダイシャン次子)、アダリ(阿達礼 Adali、ダイシャン孫)^⑨

しかしながら実際には、この時期の派閥の実態は上で示したほど単純なものではなかつた。両黃旗がフリン擁立派とはいつても、同じ黃旗の旗人の中にもホーゲを推す者も存在したし、ドルゴン擁立派も、同母兄弟のアジゲ、ドドと、ダイシャン家に属するショト、アダリとでは、自ずと立場に違いがあつたはずである。

結局、この中からフリンが帝位を継ぎ、ドルゴンがその摂政になつたことは先述した通りであるが、即位出来なかつたホーゲの不満は募り、ついには翌順治元(1644)年四月に、ドルゴンはホーゲを陰謀嫌疑にかこつけて処罰するに至るのである。^⑩ この順治帝即位からホーゲ処罰までを、ここではドルゴン摂政期の政治抗争の第一段階としてい。

そして清朝が入關した後も、内部の政争は続き、再びドルゴン派、反ドルゴン派が形成されるわけであるが、ここでの各派閥に属する人物は、

第一段階のそれとはいささか異なっている。反ドルゴン派は、最終的には順治五（1648）年三月に、ドルゴンによって一掃され^①、本格的にドルゴンの独裁が始まるのであるが、この間の政治抗争を第二段階とする。

では、政権中枢部におけるかかる立場の違いは、どのようにして生じたのであろうか。また各派閥に属する人物群の関係はどのようなものであったのであろうか。

順治初期、ドルゴン摄政期の政治抗争を扱った先行研究には、代表的なものとして、鴛淵一、阿南惟敬両氏の研究が挙げられ、特に鴛淵氏の研究は、政争の人物関係について網羅しているが、その見解は鴛淵氏の主觀や推測によるものを多分に含んでおり、問題点もあるように思われる。またその記述は簡略であり、ドルゴンに与する勢力とドルゴンに反対する立場を取る勢力それぞれの大まかな枠組みは示しているが、反ドルゴン勢力の人物構成がどのようなものであり、各派閥の結束要素が何であったのかという問題の分析が、充分に明らかではなく、筆者が先に挙げた政争展開の段階区分についても認識を欠くのである。

そこで、本稿ではまず、第一段階である順治帝即位をめぐる政治抗争に着目し、各派閥の人物同士の関係について可能な限り情報を整理し、しかる後に、入閥後の第二段階の政争についても考察し、各派閥の性格を明らかにし、そこから窺えるドルゴン政権の性格、そして政権がはらんでいた問題を示し、本稿の結論としたい。

1. 順治初期の政治抗争とドルゴン政権の成立

（1）順治帝の即位をめぐる各派閥の考察—ドルゴン擁立派について—

本節では特に、太宗崩御に際して、次代の皇帝にドルゴンを擁した勢力と、その立場について考察し、政争の背景を明らかにする。

ドルゴンを推す勢力としては、先述したようにドルゴンの同母兄弟で

あるアジゲ、ドドの他、太祖ヌルハチの次子で、諸王中の最長老ダイシャンの次子ショト、ダイシャン三子サハリヤン（薩哈廉 Sahaliyan）の子アダリが挙げられる。このうちショトとアダリは、順治帝が即位した後もドルゴンの擁立を謀り、ついにはドルゴンによって死罪に処せられており^⑯、アジゲとドドについても、順治帝が即位するとそれを不満として、アジゲは病と称して引きこもり^⑰、ドドは一時的にではあるが、ドルゴンの政敵であるホーゲに接近している。^⑯

このように、彼らがドルゴンの即位にこだわったのには、どのような理由があったのであろうか。アジゲとドドについては、すでに指摘があるように、必ずしもドルゴンと一枚岩ではなかったにせよ^⑮、ドルゴンの同母兄弟であり、結束要素が一応は存在するが、ショトとアダリは、ホーゲを支持したダイシャンの子と孫である。以下、彼らがドルゴンを支持した理由を考えてみよう。

この勢力がドルゴンを支持した理由として、まず第一に挙げるべきは、太宗から受けた抑制であり、太宗への不満から、その子のホーゲやフリンではなく、ドルゴンを支持するに至ったものと思われる。実際に、ショトとアダリは太宗が死ぬ直前の、崇徳八年正月に、太宗によって処罰されており^⑯、アジゲやドドも、その素行の悪さから、度々太宗によって処罰されていた。ことにアジゲは、鑲黄旗人のホーゲ擁立派と、崇徳年間から反目していたし^⑰、太宗の夫人の一人である元妃の喪の最中に、歌舞音曲に耽っていたことからも^⑱、彼が太宗に対して良くない感情を持っていたことが窺える。またダイシャンとショトは、ヌルハチ時代から不和であり、ダイシャンが繼室にそそのかされて、ショトを殺そうとしたことさえ過去にはあった^⑲。ダイシャンとショトは、親子ではあったがその関係は必ずしも親密であるとはいはず、ショトとアダリがダイシャンに賛同してホーゲを支持しなかったのは、こうした感情的な理由もあったものと思われる。

しかしながらアジゲやドドと異なり、ドルゴンとの特別な結束要素がないショトとサハリヤンについては、単に太宗への不満やダイシャンへ

の悪感情というだけでは、ドルゴン支持の理由を説明するには不十分であろう。恐らく、そこにはショトとアダリの婚姻関係と母系が多分に作用しているように思う。

ショトの夫人、およびアダリの母は、フルン四国の一、ウラ国王家のウラ＝ナラ（烏喇納喇 ula nara）氏の出身であり、ともにウラの最後の國主ブジヤンタイ（布占泰 Bujantai）の娘である。^② すなわちショトはウラ＝ナラ氏と婚姻関係を持ち、アダリの母系もまたウラ＝ナラ氏であったのである。そしてまた、ドルゴン兄弟の生母もウラ＝ナラ氏（ブジヤンタイ兄マンタイ〔満泰 Mantai〕の娘）であるから、ショト夫人、およびアダリの母とは、血縁的にも近い関係にあった。またドルゴン属下の正白旗人で、ドルゴン生母の弟であるアブタイ（阿布泰 Abtai）が、順治十（1653）年に断罪された際に、ショトらと共にドルゴンを擁立しようとしたことがその罪状の中にあることからも、ショト、アダリとウラ＝ナラ系の繋がりが窺える。清初の政治史における母系の重要性は周知の事実であり、^③ 近年の研究でも、八旗の属人関係には、旗王の母系や婚姻関係が色濃く反映されていることが確認されたように、母系や婚姻が清初の政治史において果たす役割は大きいといえる。すなわち、ショトとアダリがドルゴンを支持した理由には、この同じ「ウラ＝ナラ閨閣」に属していたということがあったのではないだろうか。のみならず、このウラ＝ナラ閨閣と、先述した太宗への不満は、密接に関わっていた節がある。

太宗朝崇徳年間の後半期には、太宗が病勝ちというせいもあって、諸王に対する抑制がより露骨になっていく。その中で処罰の対象になった主な諸王達としては、ショト、アダリの他に、ショトの同母兄であるヨト（岳託 Yoto）の長子ロロホン（羅洛宏 Lolohon）、ヌルハチの庶子で第十一子バブハイ（巴布海 Babuhai）、ヌルハチの長子チュイエン（褚英 Cuyeng）の長子であるドゥドゥ（杜度 Dudu）と、その子ドゥルフ（杜爾祜 Durhu）兄弟らが挙げられるが、このうち、ドゥドゥの夫人（ドゥルフらの母親）もまたウラ＝ナラ氏の出身で、ブジヤンタイの娘にあたる。筆

者はかつて、この太宗による抑制は、八旗のうち両紅旗の旗主であるダイシャン系とチュイエン系への圧迫と捉えていたが、婚姻関係に注目すると、同時にウラ＝ナラ閨閣への抑制という見方も出来るようだ。上述のショト、アダリ、ドゥドウ、およびドゥルフ兄弟が処罰された際に、同時に夫人や母がともに処罰されているのはその表れであろう。すなわち太宗の晩年に、ウラ＝ナラ閨閣への弾圧があり、そのことでショトらは太宗に不満を抱き、太宗の死後に同じウラ＝ナラ閨閣に属するドルゴンを支持した理由となったものと思われるが、では何故太宗は、ウラ＝ナラ閨閣を排斥したのであろうか。

太宗が意図したのは、ウラ＝ナラ閨閣で最大勢力の、ドルゴンに対する牽制と思われる。ドルゴンは太宗時代には吏部を司り、政権にも参与し、太宗の信任も厚かったようであるが、元はヌルハチの領旗であり、八旗中最有力軍団の白旗を領有するドルゴンは、皇帝権強化を図る太宗にとっては、最も警戒すべき存在であったであろう。太宗にとっては、ドルゴンの白旗勢力は「潜在的な最有力者」^①であったわけであるが、ドルゴンは太宗の生前はひたすら彼に協力的な姿勢を示していたため、太宗も安堵して処罰することが出来なかつた。そのため、将来的にドルゴンの協力者となり得るようなウラ＝ナラ閨閣に、打撃を与えておく必要があつたのではないだろうか。

つまり見方によつては、ショトとアダリのドルゴン支持は、太宗時代に圧迫されていたウラ＝ナラ閨閣の巻き返しといふことが出来、同じように太宗による抑制を受けたドゥルフや、やはりウラのブジヤンタイの娘を夫人に持ち、後に順治帝への不敬行為から死罪となつた鑲藍旗のアイドウリ（愛度礼 Aiduri、ヌルハチ同母弟シュルガチ〔舒爾哈齊 Šurgaci〕の次子アミン〔阿敏 Amin〕の子で、ジルガランの甥）もまた、太宗の死に際してはドルゴンを支持していたのであろう。ドルゴンが摂政となつた後の順治二（1645）年に、太宗時代に処罰されて爵位を削られていたドゥルフらを、ドルゴンが復爵させたことからもそれは窺える。^②

そしてもう一つ、ショトらがドルゴン支持に傾いた理由には、候補者

の一人であるフリンが、当時六歳であり、幼帝即位に対する彼らの不満もあったように思われる。アジゲは順治帝に対して「孺子」と発言しているし^⑨、アイドゥリは順治帝即位後、幼帝の即位を不本意とする誓文を密かに作成し、ウラ＝ナラ氏の夫人とともに死罪に処せられている。ショトとアダリもまた、順治帝即位直後に、父のダイシャンに対し、「今稚兒立つ。国事知るべけんや。速やかに処置を為さざるべからず。」と述べており^⑩、幼帝の誕生を快く思っていない様子が窺える。

北アジアの国家では、モンゴルのクリルタイに代表されるように、衆を率いるに足る能力を持ったものが、国主として選出される形式が多く見られることは周知の事実である。満洲もそれは同様で、現に太宗も、その経緯について諸説あるものの、ヌルハチ死後に諸王の合議で選出された国主である。フリンは確かに太宗の正夫人から生まれた嫡子であったが、太宗崩御の時点で六歳の幼児であり、皇位継承制度が整い、幼帝も珍しくない中国王朝とは異なる清朝の諸王達にとっては、フリンは皇帝として仰ぐに足る人物とは思えなかつたのであり、実力者であるドルゴンの方が、自分達の利益を保証するに足る君主と映つたのではないだろうか。また明との抗争が激化している当時の清朝の状況を考えれば、幼帝を頂くということに、諸王が不安を感じていたということもあるだろう。

加えて、前皇帝の子ではなく、弟であるドルゴンを皇帝とする正当性も、一応は存在していた。海西フルン四国の王位継承過程に関する近年の研究によると、明末清初当時の女直・満洲では、父子継承が一般的であったが、後継者となる子が幼年であつたり、問題があつたりする場合は、兄弟が継承するケースも見られるという^⑪。太宗の後の皇帝位を継ぐべき人物としては、最年長者で軍功も多いホーゲと、嫡子としては最も年長のフリンの二人が存在したが、フリンは幼年であり、後述するように、ホーゲはそれほど多くの支持を集めていたわけではなく、太宗からドルゴンへの兄弟相続が正当化される可能性も存在したといえる。ショトやアダリら、ドルゴンの即位を支持した人物達は、こうした満洲の

慣習に倣うつもりだったのであろう。

しかしながらドルゴンは、結果的には皇帝にはならず、また順治帝即位直後にショトらが企てた計画にも賛同せず、逆に二人を厳罰に処した。これはすでに世祖の即位が定まった以上、ドルゴンに協力したフリン擁立派の両黄旗人の疑いを防ぐためにも、二人を死罪という重い処分にすることが効果的であったといえる。また張玉興氏は、ドルゴンは初めから即位する意思は見せず、フリンを立てて自身は摂政となつたとし、その理由を、摂政となることで巧妙に政権を握るという、いわば「名を捨てて実を取る」というものであったと論じている^⑨。筆者も、ドルゴンが自分を擁立する諸王の誘いを受けて皇帝となる意思を示した場合、ホーゲ擁立派やフリン擁立派と争うことになり、それによって生じる不利益の方が大きいために、初めから即位の意思はなかつたように思う。ドルゴンがフリンを擁立したのは、自身は摂政となるが表面上はフリンを立てることで、黄旗の旗人を懷柔し、かつ合法的に実権を握ることを目的としたものであり、確かに張氏のいうように巧妙な方法であったといえる。後述するように、二派双方と争う不利を避け、ひとまずは黄旗勢力と結ぶことで、ドルゴンは当面の敵であるホーゲを失脚させることに成功するのである。

(2) 順治帝の即位をめぐる各派閥の考察

—ホーゲ擁立派、フリン擁立派について—

前節では、ドルゴン擁立派について述べたが、次に本節では、ホーゲ擁立派とフリン擁立派、およびその両派の対立について考察していく。

ホーゲを擁立する勢力については、ダイシャンの他に、鑲黄旗人である内大臣のトウルゲイ（圖爾格 Turgei）や正黄旗人のタジャン（塔瞻 Tajan）、ホーゲの領旗である正藍旗人のヤンシャン（楊善 Yangsan）、ヌルハチ庶子のバブハイらがいたと考えられる。彼らのホーゲとの結びつ

きや婚姻関係については、前稿においてすでに述べているのでここでは省略するが^⑨、その後に判明した事実を、まずは述べておきたい。前稿ではバブハイ家とタジャン家、バブハイ家とトゥルゲイ家の婚姻関係について述べたが（系図2参照）、『旧満洲檔』（以下、『旧檔』と略称）天聰九年九月二十五日の条には、

先にアジゲ=タイジの部下の大臣のチエルゲイの娘をヤングリ=エフの子に妻として迎えたいといったが、アンバ=ペイレ（ダイイシャン）が強迫し、正藍のマングルタイ=ペイレを唆し争わせて『汝の子マイダリに先に妻として迎えたいといつてた。汝が言わないならば、我は我の子マジャンに娶りたいと言うぞ。』と唆した。

という記述がある^⑩。チエルゲイ（車爾格 Cergei）はトゥルゲイの同母兄であり、ヤングリ（楊吉利 Yangguri）はタジャンの父である。この記事だけでは、実際に両家の間に婚姻関係があったかどうかは、にわかに判断し難いし、ヤングリの子がタジャンを指すものかどうかかもわからないが、少なくともトゥルゲイとタジャンの家の間にも婚姻があった可能性はあるといえる。

これを上述の婚姻関係と重ね合わせると、ニュフル（錫祜祿 niohuru）氏エイドウ（額亦都 Eidu）家出身の女性が、シュムル（舒穆祿 ſumuru）氏ヤングリ家に嫁ぎ、タジャンの姉がバブハイに嫁ぎ、バブハイの姉がトゥルゲイに嫁ぐというように、ホーゲ擁立派のこの三家は、互いに婚姻関係があり、強い結びつきがあったのではないかということが窺える。三者のうち、タジャンはホーゲとは母方の従兄弟同士であり、トゥルゲイはホーゲと親しく、バブハイは太宗の晩年に抑制を受けた諸王の一人であり、太宗属下の黄旗の旗人が支持するフリンの即位は受け入れ難いものがあったであろうから、やはり三者が共通して支持する人物は、ホーゲ以外には考えられないであろう。

ホーゲを擁立する勢力として他に考えられるのは、彼の領有旗である正藍旗の旗人が挙げられる。しかしながらホーゲ領有時代の正藍旗は、後述するように、ドルゴン時代の鑲白旗との換旗によって消滅し、以降の史料で正藍旗人として記される人物は、ホーゲ時代の正藍旗人ではない。そこで、筆者は『内国史院檔』や『滿文老檔』(以下、「老檔」と略称)、『大清太宗文皇帝実録』(以下、「太宗実録」と略称)などに「正藍旗人某」として、正藍旗に所属していることがわかる旗人、および前後の状況から明らかに正藍旗に属していると思われる旗人を抜き出し、それを『八旗通志初集』(以下、「初集」と略称)や『欽定八旗通志』(以下、「統集」と略称)、『八旗滿洲氏族通譜』(以下、「通譜」と略称)の記述と照らし合わせて、ホーゲ時代の正藍旗人の復原を試みた。その結果、全部で41人の旗人を人物比定することが出来たが(表参照)、その中で、最も多い氏族が、ジヤン河地方のゴロロ(郭絡羅 gorlo)氏(7人)であり、次いでスワン地方のグワルギヤ(瓜爾佳 gūwalgiya)氏(5人)であった。この二氏以外では、それほど突出して多く正藍旗に所属している氏族は見られない。

このうち、ゴロロ氏については、大きくわけて三つの系統があり、一つは崇徳五(1640)年まで正藍旗のグサ=エジェンを務めた、ダルハン(達爾漢 Dargan)の系統であるが、この系統はヌルハチの六子で、ホーゲと同じく正藍旗の旗王であるアバタイ(阿巴泰 Abatai)との関係が深い。ダルハンの夫人はアバタイの同母姉であり^③、この系統はホーゲよりもアバタイとの主従関係が強かったように思われる。アバタイの娘は、ドルゴンの腹心であるイングルダイ(英俄爾岱 Ingguldai)の夫人であり^④、またアバタイの子であるボロ(博洛 Bolo)は、順治年間にはドルゴンの与党であった^⑤。このことからすると、アバタイ家はホーゲの正藍旗に属していたとはいえ、ドルゴン寄りの勢力であったと考えられ、当然、ダルハンの系統もホーゲ支持とは考えにくいであろう。

二つ目の系統は、フラクタ(富喇克塔 Fulakta)、イエシ(葉喜 Yesi)、シライ(席賴 Sirai)らであり、彼らは皆、ダルハンの父であるヤンシュ(楊舒 Yangshu)の兄チャンシュ(常舒 Cangshu)の孫である。彼らとダルハン

系の関係は定かではないが、元々この系統は、鑲紅旗の旗王であるドゥドウの属下で、ドゥドウの家と婚姻関係があり、崇徳五年に鑲紅旗から正藍旗に移って来た旗人達である。^④それゆえ正藍旗に属して日が浅く、また近い同族のダルハン系がホーゲと疎遠だったことからすると、ホーゲとはそれほど強い関係はなかったのではないかと思われる。

そしてもう一つの系統は、ドゥンダリ（敦達礼 Dundari）、ダバイ（達拜 Dabai）らで、彼らは同じゴロ口氏であっても、前者の二系統とは異なり、正藍旗改組の際に、太宗が特にホーゲに着けた側近的存在であり、ドゥンダリは太宗の崩御に際して殉死し^⑤、ダバイも、後年、ホーゲが幽禁の末に没した時に自害している。^⑥この両者は確かにホーゲとは深い主従関係にあったのであろうが、列伝を見る限りでは、ゴロ口氏の傍系であって前者二系統のような大きな勢力であったとはいひ難い。

また、ゴロ口氏に次ぐ勢力であったと思われるスワン地方のグワルギヤ氏は、ヤンシャンがホーゲに連座して死罪になっていることからしても、ホーゲの有力な支持者であったのであろう。しかし正藍旗の旗人の中では、この勢力とオモクトゥ（鄂穆克囉 Omoktu）らウラ地方のグワルギヤ氏くらいしか、はっきりとホーゲの与党と断定出来る氏族が見当たらない。そもそもホーゲ時代の正藍旗自体が、元々ヌルハチの五男マングルタイ（莽古爾泰 Manggultai）系の領有であったものが、天聰九（1635）年に一度解体されて、翌年に黃旗の旗人などを多数編入して改組されたものであって、それほど統一された勢力であったとは考えにくいのである。復原状況が不十分なこともあるので、にわかには断定は出来ないが、ゴロ口氏ダルハン家やサビガン（薩必漢 Sabigan）とその一族、また、アバタイの護衛を務めていたコルコン（科爾坤 Korkon）のように、アバタイと関係を持つ旗人も含まれていたわけであるから、正藍旗全体がホーゲを推していたわけではないと考えられ、ホーゲ擁立派というのは、それほど大きな勢力になり得なかつたのではないだろうか。

それゆえにホーゲは、皇帝になる意志を持ちながらも、「福小にして徳薄く、当たるに堪える所に非ざるなり」といつて、即位を辞退せざ

るを得なかった。ホーゲが即位出来なかつたのは、自旗における与党が少なかつたことに加え、彼を支持した黄旗の旗人は、トゥルゲイら一部の者であつて、両黄旗全体の支持が得られなかつたことが大きな理由としてあるだろう。このホーゲの支持をしなかつた旗人が、ソニン（索尼 Sonin）、オボイ（鰲拜 Oboi）、タンタイ（譚泰 Tantai）らであり、フリンを擁立した勢力であるが、次に、このフリン擁立派について述べていきたい。

ソニンらが太宗の諸子の中で、ホーゲにはこだわらず、むしろ当初からフリンを推していたということは、すでに前稿で指摘した通りである。従来の中国の研究者が、ソニンらが太宗崩御の時点では、ホーゲを擁立していたとし、その根拠として、『世祖実録』にある、

索尼、肅王を立てて君と為さんと謀り、又譚泰、囉頬、鞏阿岱、錫翰、鰲拜等と相に一処に生死するを誓う。

という記述を挙げているが、これは恐らくはドルゴンによる反ドルゴン派追い落としのための作為的なものであり、ホーゲの擁立に賛同したとは思えない。

では何故ソニンらは、ホーゲの擁立に不熱心だったのであろうか。この点は、前稿では説明が不十分だったので、改めてここで整理してみたい。フリン擁立派の代表的人物であるソニンが、フリンの生母の実家であるモンゴル・ホルチン部と清との交渉で、中心的役割を果たしており、ホルチンとソニンの間に強い結びつきがあつたことを、筆者はかつてフリン擁立の理由の一つとして挙げた。^⑥ だが、ホルチンと関わりについては、単にソニン一人の問題にはとどまらない。ホルチンと清室は相互に婚姻を繰り返しており、また太宗はモンゴル諸部を自らの強い影響下におき、八旗体制における太宗自身の軍事力の補完を意図していた。^⑦ 皇帝権力の強化を図る太宗にとっては、ホルチンを始めとするモンゴル諸部を、自身の影響下に取り込み、その関係を維持する必要があったの

である。その点から考えると、ホルチンの血を引くフリンを皇帝とすることは非常に効果的と思われ、それゆえ、太宗は生前に、フリンの嗣立を考えていたのではないだろうか。太宗の長子であるホーゲは、必ずしも太宗に従順ではなく、またホーゲの母系もまたウラ＝ナラ氏であり、それほど近い血縁ではないにせよ、太宗が最も警戒していたドルゴンの母系と共に通するものである。こうしたことから、太宗がホーゲを後継者とするのに熱心でなかつたと思われ、この推測が妥当であるなら、太宗の側近であったソニン、タンタイらがフリンの即位を指示するのは、極めて自然な成り行きであろう。また楊珍氏が指摘するように、黃旗の旗人達としては、ホーゲが即位して、彼の領旗である正藍旗の旗人達が政権に介入し、黃旗の旗人と肩を並べることを考えれば、ホーゲの即位は避けたかったのではないだろうか。^⑤ すなわち自分達の利害の面でも、ソニンらにとってはホーゲよりもフリンの即位が望ましかつたといえる。

のことからすると、同じ黃旗に属していても、ソニン、タンタイら太宗の側近的人物と、ホーゲに親しいトゥルゲイ、タジヤンら旗人との間には、その立場に違いが生じており、この立場の違いによって、両者は太宗崩御の際に袂を分かつという結果になつた。阿南氏が述べているような、トゥルゲイを中心にして反ドルゴン派が結束しているという状態では決してなく、両者はそれぞれ皇帝候補者を擁して対立する関係にあつた。^⑥ この対立の背景には、前述のような立場の違い以外にも理由があつたものと思われる。

その理由とは、同一家系内における、分支の問題である。フリン派とホーゲ派それぞれに属する旗人を見てみると、タンタイとタジヤン、トゥライ・オボイとヤンシャン兄弟というように、同じ家系でありながら、異なる分支にわかかれているケースがあり、自ずから主流と傍流の区別があつた。

タジヤンは、ヌルハチ以来の功臣ヤングリの次子であり、ヤングリの死後はその爵位を継承したように、シュムル氏ヤングリ家における嫡流である。対してタンタイは、ヤングリの従弟であり、ヤングリ家を本家

とすれば、やや傍流に当たる。それにも関わらず、彼は崇徳期を通じて正黃旗のグサ＝エジエンの職にあり、また太宗の側近的存在でもあった。^⑨これはもちろん、タンタイ個人の能力によるものであり、タジャンは『初集』に独立した伝がないことからもわかるように、それほど目立った軍功を挙げているわけではないようであるから、彼が爵位は高くとも、要職に就けなかつたのは、彼個人の能力がタンタイに劣っていたからであろう。が、タジャンにしてみれば、自分を差し置いて傍系であるタンタイが旗内の要職を務めていることには、少なからず不満があつたであろうし、タンタイにしても嫡系というだけで能力としては劣るタジャン家に対して良い感情を持っていなかつたように思える。『内国史院檔』にはタンタイとタジャンの閥着の記事が散見されるし、『太宗実錄』には、タンタイが、ヤングリの弟であるナムタイ（那木泰 Namtai）の夫人を告発し、そのために夫人は死罪となつたという記述があり、^⑩タンタイがタジャン個人だけでなく、ヤングリを中心とする嫡系そのものと不和であつたことが窺える。

こうしたフリン派とホーゲ派の対立を、ドルゴンが巧みに利用して、ホーゲ派を牽制したのが、崇徳八年九月のバブハイ断罪事件であることは、前稿で指摘した通りである。そしてドルゴンは、翌順治元年四月には、ソニン、トゥライラを味方にして、ついに政敵のホーゲを陰謀嫌疑で失脚させることに成功し、政争の第一段階はドルゴンの勝利で終わるのである。

2. 入関後のドルゴン派、反ドルゴン派の抗争と

その展開

前章では、主として崇徳八年から翌順治元年までの政争について、各

派閥の人物や人物の婚姻、母系、属旗に検討を加えつつ見てきたが、本章では、入関後の、政争の第二段階について考察していきたい。ここで扱うのは、入關から順治五年三月に、ドルゴンによって、ソニンを中心とする反ドルゴン派が一掃されるまでの時期とする。

順治初期、ドルゴン摂政期における政争の第一段階では、ホーゲ擁立派がいわば反ドルゴン派であって、フリン擁立派は、この時点ではドルゴンに協力的であった。それが入關後、ドルゴンの権限が強まり、皇帝権力に迫るほどになると、それまでフリン派であった黄旗の旗人達の立場にも変化が生じるようになる。すなわち、一方は事実上の皇帝であるドルゴンにより接近し、一方はドルゴンに反対する立場を取るのである。入關前は、ホーゲ擁立派とドルゴン、フリン擁立派の抗争という面が強かったが、ホーゲ派の有力者のトゥルゲイは順治二（1645）年、タジヤンも順治四（1647）年に没するから、入關以前とこの時期の反ドルゴン派は区別して考える必要はあるだろう。この時期の反ドルゴン派の中心人物は太宗の側近中の側近であり、またホルチンとの関係から、フリンの即位を強く主張したと思われるソニンであり、彼は早くも順治二年八月には、ドルゴンの抑制を受けていたと考えられる。ソニンは入關後の政争においては、終始反ドルゴンの立場を取っていたようであるが、では、彼以外の反ドルゴン派には、どのような人物が属していたのであろうか。また黄旗でありながら、ドルゴンに接近した旗人にはどのような人物がいたと考えられるのか。ここでは主に黄旗の旗人を中心に、八旗の旗人がいずれの派閥に属したのかを、改めて整理してみたい。

まず、黄旗のドルゴン派旗人としては、鑲黄旗では宗室のバイントウ（拜因図 Baintu）、グンガダイ（鞏阿岱 Gunggadai）、シガン（錫翰 Sigan）、覓羅のセレ（色勒 Sele）などが挙げられ、前三者は、ヌルハチの異母弟バヤラ（巴雅喇 Bayara）の諸子である。鴛淵氏もこの三人はいずれもドルゴン派であったと述べており^⑨、この三人が順治九（1651）年にドルゴンに迎合し国政を乱したという罪状で処罰されているということからも、ドルゴン派であったことは間違いないであろう。セレは、特に列伝な

どにはドルゴン派を思わせるような記述はないが、内大臣、メイレン＝エジェンを務め、ドルゴン摂政期は移動なくその地位にあり続けたことからも、ドルゴンとの関係が良好であったことを表しているといえ、ドルゴン派と見なして良いであろう。彼は元々は正藍旗の旗人であって、マングルタイの属下であったが、正藍旗が解体された時に鑲黄旗に組み入れられた人物である^⑩。彼がドルゴン派となったのは、元々鑲黄旗への帰属意識が弱かったためと思われる。あるいは、セレは崇徳年間に、ドルゴンが司っていた吏部參政（侍郎）を務めていたから、その時にドルゴンと個人的な繋がりが出来たのかも知れない。

正黃旗では、タンタイ、イルディイ（伊爾德 Ildi）、レンセンギ（冷僧機 Lengsenggi）などがドルゴン派として考えられる。タンタイは先述のバブハイ断罪事件では、ドルゴンの意を受けて行動したと思えるところがあり、入閥後はソニンら反ドルゴン派の旗人をしばしば告発しているから、ソニンとは逆に、終始ドルゴン派として行動した人物である。またタンタイはドルゴン派の鑲白旗の旗人アサン（阿山 Asan）の女婿であり、ドルゴン派との婚姻による繋がりも存在した^⑪。イルディイはタンタイの同族で、ドルゴン摂政期にはメイレン＝エジェンや護軍統領といった要職を務めており、反ドルゴン派であったオボイと不和であったことからもドルゴン派と思われるが、ドルゴン死後に死罪となつたタンタイとは異なり、正黃旗のグサ＝エジェンに昇進していることを考えると、タンタイほどドルゴンに近づいたのではないようである。レンセンギはセレと同じく元々は正藍旗人であったが、彼はマングルタイの謀反事件を告発したことで、太宗に信任され、ドルゴンが摂政となると今度は彼に近づき、ドルゴンと「アンダ」（anda、盟友の意）の関係になるなど、実に変わり身の早い人物であった。しかしながら、彼らはいわば「裏切り者」であるゆえに、ドルゴンの側近達以上に反ドルゴン派の憎しみを買っていたようで、タンタイ、レンセンギ、あるいは先述のバイントウ兄弟などはドルゴンの死後、最終的には皆、死罪などの重い処分となつてゐる。イルディイがオボイと不和であったのもそのためであろう。

このような人物とは逆に、反ドルゴン派と考えられる黄旗の旗人は、鑲黄旗ではオボイ、トゥルゲイの弟のエビルン（遏必隆 Ebilun）、正黄旗ではトウライ（图賴 Tulai）が挙げられるが、このうち、トウライ、オボイに関しては、ドルゴン寄りの立場を取っていたと思われる時期もあり^④、またドルゴン派のバイントゥ兄弟や、やはりドルゴン派と思われるチュイエンの系統と婚姻関係があったから^⑤、終始ドルゴン派とはいえない部分もある。恐らくソニンのように最初からはっきりと反ドルゴンの立場を取っていなかつたのであろうが、列伝の記事や、順治五年にソニンらとともに処罰されているところからすると、最終的には反ドルゴン派になったと見なして良いであろう。

次に両白旗であるが、正白旗は、順治期にはドルゴンの領有旗であり、鑲白旗はアジゲとドドが旗王を務めているため、旗全体をドルゴン派と見なすことも可能であろう。そのうち正白旗の旗人は、ドルゴンの側近集團というべき存在で、それぞれが要職についており、鑲白旗の旗人も、六部関係の職についている者が多い。この中で正白旗のウバイ（吳拜 Ubai）については、エイドゥの娘を妻としており^⑥、白旗の中では例外的に、反ドルゴン派であるエイドゥ家との関係が深かったようである。ドルゴン死後に、その側近達が処罰され、死罪となる者もいた中で、ウバイ、スパイ（蘇拜 Subai）兄弟は比較的軽い処分であり、その後まもなく要職に復帰したことなどは、あるいは彼の家とエイドゥ家との婚姻関係が理由としてあるのかも知れない。

これ以外の旗であるが、両紅旗については、ダイシャン系が旗王であり、旗人はダイシャン家と密接な関わりを持っていたせいか、積極的なドルゴン派も、反ドルゴン派も特には見当たらない。ただ、ダイシャンの後を継いで正紅旗の旗王であったマンダハイ（滿達海 Mandahai）が、ドルゴン寄りであったから、旗全体としてもドルゴン寄りの傾向があった可能性はある。また鑲紅旗は、順治五年以降にグサ＝エジェンとなつたカルチュフン（喀爾楚渾 Kalucuhün）が、ヨトの子であり、鴉淵氏はヨトが太宗擁立に力を尽くしたことから、彼を反ドルゴン的立場の人物

としている^⑩。しかし、ヨトがその晩年には太宗の抑制を受け、兄のロロホンもまた抑制を受けていたことを考えると、むしろカルチュフンはドルゴン寄りの人物と見た方が良いように思う。

正藍旗は、前述したように、全体がホーゲを支持したわけではなく、その点では反ドルゴン勢力が多くたつとはいはず、鑲白旗との交換までグサ＝エジェンを務めていたバハナ（巴哈納 Bahana）のように明らかにドルゴン派と考えられる旗人も存在した。^⑪ また前節で述べたように旗王の一人であるアバタイ家はドルゴン寄りであったようであるから、この系統と関係の深いゴロロ氏などはドルゴン派とも考えられる。鑲藍旗は、旗王がドルゴンとともに摂政となつたジルガランであり、彼の家は反ドルゴン派のニュフル氏エイドゥ家や、グワルギヤ氏フュンドン家と婚姻を結んでおり、ジルガラン自身、順治五年にソニンらとともに失脚させられていることからも、反ドルゴン的立場の人物と考えられる。あるいは、太宗に従順であり、その信任を得ていたから、ドルゴンに対抗する宗室の有力者として、反ドルゴン派の旗頭的な存在だったかも知れないし、順治期の政争におけるジルガランの存在を重く見なす意見もある。^⑫ ただジルガラン自身は、ドルゴンに比べ政治的手腕は劣っており、ドルゴンにとって脅威的な存在たり得たかどうかは疑問である。加えて、ジルガランの領旗である鑲藍旗全体が、反ドルゴンでまとまつていたわけではない。ジルガラン以外のシュルガチ系の者は、太宗時代には冷遇されており^⑬、それがジルガランへの不満にも繋がつたようで、順治五年にジルガランを告発して、反ドルゴン派一掃の口火を切つたのは、ジルガランの甥のトゥンチ（屯齊 Tuncı）^⑭ らであった。

以上、八旗全体を概観して、それぞれの旗のドルゴン派、反ドルゴン派について整理してみた。ここで指摘しておきたいのは、第一段階の時と異なり、入閥後の政争においては、必ずしも婚姻関係や母系が派閥を分ける要素にはなっていない点である。上述したようにオボイやトゥライは、終始ドルゴン派であったわけではないとはいえ、最終的には反ドルゴン派になっているし、逆に彼らと婚姻関係を持つバインドウラはド

ルゴン派である^②。

これまで見てきたように、入閥後のドルゴンは、自らが領有する両白旗に加え、他の旗においても自派を増やしていく。そしてついに順治五年三月には、ソニンら反対派を一掃し、ホーゲもこれに連座する形で幽禁させることに成功するのである。

結びに代えて

本稿では、順治朝初期の政治抗争を検討することで、ドルゴン政権の成立とその展開、そして八旗制度の人的組織としての面について考察を試みた。以下、本稿で述べてきたことを改めてまとめてみたい。

順治帝即位に際しての派閥抗争には、三つの派があり、そのうちドルゴンを支持した人物達には「ウラ＝ナラ閥閥」に属し、また幼帝の即位に不満を持っているという共通点が見られた。またホーゲ擁立派のトウルゲイ、タジャン、バブハイの間には相互に婚姻関係が存在し、強い繋がりがあったように思われるが、ホーゲの領旗である正藍旗の旗人達を見ると、必ずしもホーゲの支持者ばかりではなく、ホーゲはそれほど大きな存在になり得なかつたように思われる。そしてソニンらがフリンを擁立した背景には、太宗の意向が多分に反映されていると考えられ、その立場の違いから、ホーゲ派とは反目していて、決して一枚岩の存在ではなかった。ドルゴンはこのような対立を巧みに利用し、強引に即位する愚を避けて、まずはフリン派と結んでホーゲ派に打撃を与え、続く入閥後の政争では、フリン派と対立することになったが、ここでもドルゴンはタンタイらフリン派の一部を味方につけ、八旗において自派を増やし、ついにはソニンら反ドルゴン派を追い落としたのである。

しかしながら、ここで最後に指摘しておきたいのは、元よりタンタイらは政争を有利に展開させるためにドルゴンが懐柔した者達であった

ということである。「諸臣が摂政王の下に懼伏^⑧」している状態であって、ドルゴンにとって、彼らは白旗の旗人達同様、心を許せる存在では必ずしもなかったであろうし、タンタイラもドルゴンに心服していたとも思えない。すなわち見方によつては、この時期のドルゴン政権は不安定な要素を持っていたといえる。ゆえに、反対派一掃後のドルゴンは、自己の政権基盤の確立に努めたことは想像に難くない。

その代表的政策が、順治六(1649)年の鑲白旗と正藍旗の換旗であろう。「換旗」とは、文字通り旗を交換することであり、清初において、恣意的な換旗は数例確認出来るが、順治六年の換旗は、同年三月に鑲白旗王である同母弟ドドが没したことを契機として、同年六月から七月にかけて、ドドの鑲白旗と正藍旗を交換し、ドドの子のドニ(多尼 Doni)を正藍旗に封じ、自らは領旗の正白旗に鑲白旗を加え、両白旗を掌握しようと図ったものである。もつとも、実際にこの換旗が実現し、ドルゴン系が両白旗の旗王を兼ね、ドニが正式に正藍旗王となるのは、ドルゴンの死後、養子のドルボ(多爾博 Dorbo、ドドの子)の代になった順治八(1651)年のことである。^⑨ドニを正藍旗に封じたとはいえ、彼は若年であったから、実際には元の鑲白旗である正藍旗もドルゴンの手中にあったと見て良い。すなわちこれによってドルゴンは、三旗を領有することになり、単純に領旗の数だけでいえば、諸王の中で突出した存在になったといえる。ドドの死をドルゴンの痛手のように解釈する見方もあるが^⑩、ドドはドルゴンにとって必ずしも扱いやすい弟ではなく、ドルゴンが彼をジルガランに代えて輔政王としたのは、弟であるゆえに兄のアジゲよりも操縦がしやすいというだけであつて、ドドへの信任を表すものとは思えない。それゆえドドの死は、鑲白旗を握るために、むしろ好都合であったとする解釈が妥当であろう。

換旗によって三旗の掌握を図るのは、太宗の政権とも共通し、そのことはドルゴン政権が八旗制度の枠組みの中で展開し、ドルゴンもまた、旗王として立場から権力拡大を図っていたということを意味する。楠木賢道氏や杉山清彦氏が指摘するように^⑪、太宗もまた、旗王と旗人との

主従関係を完全に排除するのではなく、あくまでも旗王としての立場から、皇帝＝ハン権力の拡大を図っていたのであり、崇徳元年の大清皇帝即位の直前には、マングルタイ家の領旗であった正藍旗を勢力に取り込み、両黄旗と合わせて三旗を掌握することによって、他の旗王に優越する存在となっている。加えてドルゴンは、領旗と数では太宗の時と同じであるが、八旗中の最有力旗である正白旗を領有しており、内容の充実度では太宗に勝っている。有力氏族を含むホーゲの正藍旗も属下におき、これを自己の権力基盤である両白旗に加え、より権力を強固なものにすることは、政争を勝ち抜く必要上不可欠であった他旗の旗人の依存と、それに起因する不安定性を克服するのに寄与したであろう。以下は憶測の範囲を出ないが、三旗を掌握したドルゴンは、その後も自分の家系が三旗を領有して突出した存在となることで、八旗諸王の中で最有力者たる地位を、恒久的に維持しようと意図していたのではないかと思われる。

すなわちドルゴン政権は、太宗死後の権力の空白によって生じた、「あだ花」的な特異な政権であったというよりも、むしろ政権の性格としては、太宗のそれと共通する部分を持っており、三旗を掌握して諸王から抜きん出、皇帝の領旗数をもしのいだドルゴンは、実質的な皇帝というべき存在であり、彼の政策もまた清初の皇帝権力形成過程の一つと捉えるべきでないだろうか。清朝、就中清初においては、皇帝といえども旗王の一人に過ぎないことは、しばしば指摘されているところであるが、これは結局、必ずしも皇帝が独裁的権力の保持者とは限らず、八旗諸王の中での最有力者であってこそ、実質的な権力者たり得たということであろう。

この問題については、より実証的研究を積み重ねていく必要があるが、八旗中の三旗を掌握し、諸王から突出した存在になるという構想は、その後の順治帝に引き継がれ、順治帝が親政後に、両黄旗にドルゴンの正白旗を加えた「上三旗」を皇帝の領旗とし、それが以降の皇帝達の領旗となっていくのである。すなわち太宗朝と順治朝以降を繋ぐという点

で、ドルゴン政権は大きな意味を持った政権であったといえ、ドルゴン政権は清初の皇帝権形成過程の流れの中に位置づけることが出来るであろう。

以上、本稿では、順治初期の政治抗争について考察しながら、その背景にあった八旗制度内部の人間関係と、そこから窺えるドルゴン政権の性格の一端について論じてきた。最後に言及したドルゴンの政策については、未だ検討が不十分で、今後より慎重な検討を要する問題であり、また本稿でドルゴン派と見なしたバイントゥ、タンタイらの旗人は、グサ＝エジェン等の八旗の要職に就いている者が多いように思われ、ドルゴン政権について考察するには、そうした個別の官職の実態についても検討を加える必要があるだろう。これらの問題については、今後の課題とし、別稿に譲りたいと思う。

注

- ① 「清初」の時期については、本稿では便宜上、清初という言葉を入閥前、あるいは入閥前後の時期を指すものとして使用する。
- ② ドルゴン政権そのものについて取り上げた研究は、日本では少ないが、ドルゴン時代に関わる研究としては、鴛淵一「清初に於ける清室内紛に関する研究－特に太宗を中心として－」(『石浜純太郎博士還暦記念東洋学論叢』、関西大学東西学術研究所、1950年)、「鄭親王擬定阿布泰那吉哈出罪奏に就いて」(『人文研究』6-7、1955年)、「睿親王多爾袞と皇父摶政王の称号に就いて」(『史学研究』64、1956年)、「睿親王の人物素描」(『人文研究』8-9、1957年)、「清朝順治初世の派閥的抗争に就いて－特に睿王派の結成について－」(『人文研究』8-9、1958年)といった一連の論考があり、中国の研究としては、張玉興「多爾袞擁立福臨考実」(原載『故宮博物院院刊』23、1984年、『明清史探索』[遼海出版社、2004]所収)、許曾重「太后下嫁説新探」(『清史論叢』8、1985年)、姚念慈「多爾袞与皇権政治」(『清史論叢』12、1996年)、杜家驥「清皇族与国政関係研究」、(五南図書出版、1998年)などがある。
- ③ 「連旗制」という語が最初に用いられたのは、孟森氏の「八旗制度考実」(原載・『歴史語言研究所集刊』6-4、1936年、『明清史論著集刊』[復刻版、河北教育出版社、2001年]に所収)中においてである。
- ④ 杉山氏の代表的研究としては、「八旗旗王制の成立」(『東洋学報』83-1、

2001年)、「清初八旗における最有力軍団—太祖ヌルハチから摂政王 ドルゴンへー」(『内陸アジア史研究』16、2001年)、「大清帝国支配構造試論：八旗制からみた」(平成16～18年度科学研究費補助金研究成果報告書、『近代世界システム以前の諸地域システムと広域ネットワーク』)、鈴木氏の代表的研究としては、「雍正帝による旗王統制と八旗改革—鑲紅旗旗王ヌの断罪事件とその意義ー」(『史境』42、2001年)、「旗王家の繼承と新設—雍正朝の両紅旗を例にー」(『東方学』109、2004年)などがある。

- ⑤ 前掲・杉山清彦「八旗旗王制の成立」77頁。
- ⑥ 連旗制や旗王・旗人間の主従関係の存在に対する批判的意見については、谷井陽子「八旗制度再考（一）一連旗制論批判ー」(『天理大学学報』56-2、2005年)を参照。なお、本稿の性格上、ここでは谷井氏の見解について特に言及はしないが、前掲・杉山氏の研究で用いられている諸史料、特にイエズス会宣教師の書簡などを見る限り、孟森氏や杉山氏の見解の方が妥当のように思われる。
- ⑦ 『瀋陽状啓』癸未年、八月二十六日啓に、
(八月)十四日、諸王皆大衛門に会す。大王(ダイシャン)発言して曰く「虎口(ホーゲ)王は帝之長子にして、當に大統を承すべし云々。」と。
とある。
- ⑧ 『世祖実録』巻二十二、順治二年十二月癸卯の条にあるドルゴンの言葉に、
昔國家に腹有りし時、予朝門に在りて、帳房中に坐し、英王(アジゲ)、予王(ドド)、皆予の前に跪きて、尊位に即くを請う。
とあり、また巻六十三、順治九年三月癸巳の条には、
皇上(順治帝)即位の時、英王、予王、跪きて睿王に、當に大位に即くべしと勧む。
とあり、アジゲとドドはドルゴンの即位を推していたことがわかる。
- ⑨ 『世祖実録』巻一、崇徳八年、八月丁丑の条に、
多羅郡王阿達礼、往きて和碩睿親王に謂いて曰く、「王大位を正さば、我當に王に從うべし。」と。…固山貝子碩託、吳丹を遣わし和碩睿親王の所に至らせ、内大臣圖爾格、及び御前の侍衛等、皆我の謀に従う、王自立して君と為るべし、
と言う。
とある。なお、『瀋陽状啓』癸未年、八月二十六日啓にも同様の記述がある。
- ⑩ 『世祖実録』巻四、順治元年四月戊午朔の条。
- ⑪ 『世祖実録』巻三十七、順治五年三月己亥の条。
- ⑫ 前掲・鷲淵一「清初に於ける清室内紛に関する研究」、および「清朝順治初世の派閥の抗争に就いて」。阿南惟敬「八旗通志旗分志「鑲黄旗」考」(原載・『防衛大学校紀要』22、1971年)、および「八旗通志満洲管旗大臣年表「鑲白旗」考」(原載・『防衛大学校紀要』28、1974年)。なお、阿南氏の論文は、いずれも『清初軍事史論考』(甲陽書房、1980年)所収。
- ⑬ 『世祖実録』巻一、崇徳八年、八月丁丑の条。

- ⑭ 『瀋陽状啓』癸未年、八月二十六日啓に、
八王則ち、心其の幼を立つるを非とし、退出自りの後、病と称して出ず。
とある。
- ⑮ 『世祖実錄』卷一、崇徳八年、八月丁丑の条に、
多羅予郡王（ドド）曾て我（ホーゲ）に語りて曰く、「和碩鄭親王（ジルガラン）、
初め爾（ホーゲ）を立てて君と為すと議すも、王性柔に因りて、力衆に勝る能
はずして、議遂に寝む。其の時我亦曾て勧めて立つこと勿ら令む。今由り之を
思はば、殆だ失計なり。」と。
とあり、ドドがホーゲを立てなかつたことを悔やみ、それをホーゲに洩らして
いたことがわかる。
- ⑯ 前掲・杉山清彦「清初八旗における最有力軍団」、30頁。
- ⑰ 『内国史院檔』崇徳八年檔、崇徳八年正月十三日の条。および『太宗実錄』卷
六十、崇徳八年正月戊申の条。
- ⑱ 後述するホーゲ擁立派のトゥルゲイとその兄弟は、元々はドルゴンが領有す
る鑲白旗の旗人であったが、太宗の崇徳四年にアジゲと悶着を起こして、鑲白
旗から鑲黄旗に移っている（『太宗実錄』卷四十八、崇徳四年九月壬申の条）。
- ⑲ 『太宗実錄』卷六十三、崇徳七年十月丙寅の条に、
阿濟格元妃の喪の時に值り、篇古（フィヤング Fiyanggū、鑲藍旗人でジルガ
ランの弟）の帳内に在りて、歌舞して樂を作し、伊の帳内に在りて、復た彈絃
して戯を為す。
とある。
- ⑳ この事件については、『旧滿洲檔』天命五年檔、および岡田英弘氏の「清の太
宗嗣立の事情」（『山本博士還暦記念東洋史論叢』、山川出版社、1972年）に詳
しい。
- ㉑ 『愛新覺羅宗譜』丁冊、玉牒之末、40、78頁。
- ㉒ この事件について取り上げた研究としては、鴛淵一「鄭親王擬定阿布泰那吉
哈出罪奏に就いて」（『人文研究』6-7、1955年）がある。
- ㉓ 前掲・岡田英弘「清の太宗嗣立の事情」。
- ㉔ 前掲・杉山清彦「八旗旗制の成立」。
- ㉕ 『太宗実錄』卷六十四、崇徳八年正月辛酉の条、および同卷六十五、崇徳八年
八月丙寅の条。
- ㉖ 『太宗実錄』卷六十二、崇徳七年八月癸卯の条。
- ㉗ ドウドウへの抑制としては、『太宗実錄』卷五十三、崇徳五年十二月丁未の条、
ドゥルフ兄弟に関しては、『太宗実錄』卷六十三、崇徳七年七月丙寅の条を参照。
- ㉘ 『愛新覺羅宗譜』乙冊、2231頁。
- ㉙ 前掲・杉山清彦「清初八旗における最有力軍団」。
- ㉚ 前掲・杉山清彦「清初八旗における最有力軍団」、31頁。

- ③『世祖実録』卷十四、順治二年二月甲子の条。なお、『続集』卷百三十二のドウルフの伝には、
(順治)二年二月、復た輔国公に封ぜられ、宗室に入る。
とある。
- ④『世祖実録』卷二十、順治八年八月丁未の条。
- ⑤『瀋陽状啓』癸未年、八月二十六日啓
- ⑥増井寛也「海西フルン四国王位継承考—ヌルハチ・シュルガチ兄弟の確執に寄せて—」(『立命館史学』27、2006年) 26、27頁。
- ⑦前掲・張玉興「多爾袞擁立福臨考実」、352、353頁。
- ⑧拙稿「順治帝即位をめぐる黃旗旗人の動向について—バブハイ断罪事件を例として—」(『立命館東洋史学』29、2006年)、79、80頁。
- ⑨『旧滿洲檔』天聰九年九月二十五日の条。なお、訳文は神田信夫等訳の『旧満洲檔 天聰九年』(I・II、東洋文庫、1972年～1975年)に従った(以下の訳文も同様)。
- ⑩『星源集慶』太祖諸子の項。
- ⑪『初集』卷百五十四のイングルダイの伝に、
多羅饒餘貝勒(アバタイ)の女を娶るを以て、授けて多羅額駄(エフ、皇帝の婚の意)と為す。
とある。
- ⑫『愛新覺羅宗譜』丙冊のボロの項に、
順治十六年十月、曾て和碩睿親王に附するに因りて諡号及び碑を奪わる。
とある。
- ⑬『太宗実録』卷五十三、崇徳五年十二月丁未の条に、
原告…傅喇塔(フラクタ)、葉什(イエシ)、石類(シライ)…等、断出させ、一牛录(ニル)満洲人丁を帶し、又五十人を加え、往かせて和碩肅親王に隨わせしむ。
とある。
- ⑭『初集』卷二百二十四のドゥンダリの伝に、
(崇徳)八年、太宗賓天す。敦達礼朝衣を服し哭踊し、匐伏して叩首し、死を以て殉ぜんことを請う。諸王等允さず。…敦達礼遂に蒙古帳房内にて從容として自絶す。
とある。
- ⑮『初集』卷二百三十八のダバイの伝に、
(順治)五年に至り王(ホーゲ)薨じ、達拌哭泣して哀を尽くし…即ち自絶して以て殉す。
とある。
- ⑯『國朝耆獻類徵初編』卷四十二のサビガンの伝に、

薩璧漢（サビガン）の族属、初め碩託の下に隸するも、是に至りて命を奉じ、改めて饒餘貝勒阿巴泰に隸す。

とあり、また『初集』卷百六十六のコルコンの伝に、初め饒餘貝勒の護衛に任せらる。

とある。なお、これらアバタイ家属下の旗人達は、後述する順治六年の鑲白旗と正藍旗の換旗後も、そのまま正藍旗に留まっている。ドルゴン家とは別の旗王家に属する旗人に関しては、ドルゴンも恣意的に移動させることが出来なかつたということであり、このことは、旗王と旗人との間に排他的主従関係が存在したことの傍証になるであろう。

- ④5 『瀋陽状啓』癸未年、八月二十六日啓。
- ④6 『世祖実録』卷三十七、順治五年三月己亥の条。
- ④7 『世祖実録』卷五十六、順治八年四月丁巳の条では、オボイはこの盟約について、若し朝廷宮殿の瓦色を換え、旗幟を変易すれば、我等即ち此に於いて死せん。という内容であったとし、ホーゲを立てようとしたという内容は、レンセンギの誣告としている。
- ④8 前掲・拙稿「順治帝即位をめぐる黄旗旗人の動向について」、76頁。
- ④9 楠木賢道「天聰八年のチャハル部・華北遠征とマンジュ国」の構造（平成14年～平成17度科学技術研究費補助金研究成果報告書、『清朝における滿・蒙・漢の政治統合と文化変容』、2006年）、15頁。
- ⑤0 『愛新覺羅宗譜』甲冊、1511頁、および『星源集慶』太宗諸子の項。
- ⑤1 楊珍『清朝皇位繼承制度』（学苑出版社、2001年）、60頁。
- ⑤2 前掲・阿南惟敬「八旗通志滿洲管旗大臣年表「鑲白旗」考」、464頁。
- ⑤3 前掲・拙稿「順治帝即位をめぐる黄旗旗人の動向について」、83頁。
- ⑤4 『旧滿洲檔』天聰九年八月六日の条に、
Sure Han（太宗）は超品一等公 Yanggri という大臣の弟（正しくは従弟）Tantai を・・・Han の側近として用いていた。
とある。
- ⑤5 例えば、『内國史院檔』崇徳三年五月十六日の条では、タジャンが汚職事件に関与した際に、タンタイはこれを弾劾する側に回っており、順治三年正月二十二日の条では、タンタイがタジャンを罵る場面も見られる。
- ⑤6 『太宗実録』卷四十三 崇徳三年八月癸巳の条に、
固山額真譚泰、其の故兄の固山額真納穆泰（ナムタイ）の妻を告す。…上（太宗）命ずるに納穆泰の妻、並びに女巫、皆正法とす。
とある。
- ⑤7 『世祖実録』卷二十、順治八年八月丁未の条、および『内國史院檔』順治二年八月二十八日の条には、ソニンが不敬発言などを口実に、処罰される記事が見

- られる。
- ⑤⁸ 前掲・鷺淵一「清朝順治初世の派閥的抗争に就いて」、8 頁。
- ⑤⁹ 『世祖実録』卷六十三、順治九年三月癸巳の条にある順治帝の諭旨に、
朕（順治帝）初め即位し、睿王摶政の時、拝尹団、鞏阿岱、錫翰・・・朕に背
き睿王に迎合し、以て国政を乱す。
とある。
- ⑤¹⁰ 『太宗実録』卷二十六、天聰九年十二月辛巳の条に、
宗室拝尹団、鑲黄旗固山額真と為す。正藍旗固山額真覺羅色勒を降し、拝尹団
下の梅勒章京と為す。
とあり、この時に、セレが降格されて鑲黄旗に移ったことがわかる。なお『続集』
卷百三十六セレ伝にも同様の記事がある。
- ⑤¹¹ 『世祖実録』卷二十三、順治三年正月の条に、また『内国史院檔』順治三年正
月十三日の条にも同様の記述がある。
- ⑤¹² 『世祖実録』卷五十九、順治八年八月壬戌の条に、
護軍統領巴圖魯侯鰲拝、列款として伊爾徳を評く。一に上南苑に痘を避けし時、
擅に内直員の役を更番せ令む。一に私に守門の護軍の額数を減ず。一に鰲拝、
巴哈を嫉忌し、上に為して効力す。
とあり、イルディイがオボイを良く思っていなかつたことが窺える。なお『続集』
卷百四十八のイルディイ伝にも同様の記述がある。
- ⑤¹³ 『世祖実録』卷五十六、順治八年四月丁巳の条に、
睿王、冷僧機を以て安達（アング）と為し、厚く寵遇を加う。
とある。なおアングについては、増井寛也「満洲〈アング〉 anda 小考」（『立
命館東洋史学』28、2005 年）参照。
- ⑤¹⁴ 『内国史院檔』順治二年八月二十八日の条によると、ソニンが弾劾された際に、
トウライはソニンを告発したタンタイの言を支持し、また同条でアジゲが弾劾
された際には、オボイはアジゲに従つた者として、タンタイとともに名が上が
っている。
- ⑤¹⁵ バイントゥ兄弟の母は、トウライの父で、オボイの伯父であるフュンドン（費
英東 Fiongdon）の娘である。
- ⑤¹⁶ 『鑲黄旗紐祜祿氏弘毅公家譜』（乾隆十八年初修、同三十年続修、東洋文庫所蔵）
- ⑤¹⁷ 前掲・鷺淵一「清朝順治初世の派閥的抗争に就いて」、18 頁。
- ⑤¹⁸ 『続集』卷百六十八、バハナ伝に、
部議するに、巴哈納の睿王に阿附し、私に白旗の兵丁に厚くして、給餉絶えず、
黄旗の兵丁は刻待し、屢々發せざらんことを請い、應に論死して籍没すべし。
とある。
- ⑤¹⁹ 『愛新覺羅宗譜』丁冊、8102 頁。これによると、ジルガランの夫人はエイド
ウの娘である。

- ⑯ 閻崇年「順治繼位之謎新解」(『承德民族師專學報』26-3、2006年) 3、4頁。
- ⑰ 杜家驥『清皇族与国政關係研究』、145、146頁。
- ⑱ 『世祖實錄』卷三十七、順治五年三月己亥の条に、
貝子(ペイセ)呑齊・・・共に鄭親王濟爾哈朗の罪状を評告す。
とある。
- ⑲ 婚姻関係を持つバイントウ兄弟とトウライが最終的には別派となつた理由は、
彼らが属する旗が右翼と左翼に分かれていたことが関係しているものと思われる
(八旗の内、鑲黄、正白、鑲白、正藍旗は左翼に、正黄、正紅、鑲紅、鑲藍
旗は右翼に分かれていた。これについては、『初集』卷二、旗分志二、八旗方位
を参照)。バイントウの属する鑲黄旗は、ドルゴン兄弟の領旗である両白旗と同じ左翼であった。同じ翼に属する旗の旗人は戦場や巻狩りで行動をともにする
ことも多く、そこから派閥関係に影響が生じることは、鈴木真氏が雍正朝の鑲
紅旗の旗主スヌ(蘇努 Sunu)の例をもって指摘しているが(前掲・鈴木真「雍
正帝による旗主統制と八旗改革」、50、51頁)、バイントウのドルゴン派接近の
一因にも、同じ左翼に属していたということがあり、同様にトウライが最終的
にはドルゴン派とならなかつたのは、彼の属旗である正黄旗は右翼であり、ド
ルゴンとそれほど戦場での接触を持たなかつたことが関係あるのかも知れない。
- ⑳ 前掲・阿南惟敬「八旗通志滿洲管旗大臣年表「鑲白旗」考」、464頁。
- ㉑ 『世祖實錄』卷五十二、順治八年正月甲寅の条、および、前掲・杜家驥『清皇
族与国政關係研究』、182、183頁。
- ㉒ 前掲・姚念慈「多爾袞與皇權政治」、105頁。
- ㉓ 前掲・杜家驥『清皇族与国政關係研究』、182頁。
- ㉔ 前掲・楠木賢道「天聰八年のチャハル部・華北遠征とマンジュ國の構造」15頁、
および、前掲・杉山清彦「清初正藍旗考」28、29頁。

参考文献

- | | |
|------|---|
| 阿南惟敬 | 1980『清初軍事史論考』甲陽書房 |
| 磯部淳史 | 2006「順治帝即位をめぐる黃旗人の動向についてーバブ
ハイ断罪事件を例としてー」『立命館東洋史学』29 |
| 内田尚文 | 2003「清朝康熙年間における内廷侍衛の形成ー康熙帝親政
前後の政局をめぐってー」『歴史学研究』774 |
| 閻崇年 | 2006「順治繼位之謎新解」『承德民族師專學報』26-3 |
| 王思治 | 1985「多爾袞攝政后之滿洲貴族間的矛盾与冲突」『中国史研
究』4 |

- 岡田英弘 1972 「清の太宗嗣立の事情」『山本博士還暦記念東洋史論叢』
山川出版社
- 鴛淵一 1950 「清初に於ける清室内紛に関する研究」『石浜純太郎博士 還暦記念東洋学論叢』関西大学東西学術所
1955 「鄭親王擬定阿布泰那吉哈出罪奏に就いて」『人文研究』
6-7
1958 「清朝順治初世の派閥的抗争に就いて」『人文研究』
9-8
- 神田信夫 2005 『清朝史論考』山川出版社
- 許曾重 1985 「太后下嫁説新探」『清史論叢』8
- 楠木賢道 1999 「清初入關前におけるハン・皇帝とホルチン部首長層の婚姻関係」『内陸アジア史研究』14
2000 「天聰五年大凌河城攻城戦からみたアイシン国」『東洋史研究』59-3
2006 「天聰八年のチャハル部・華北遠征とマンジュ国」『清朝における満・蒙・漢の政治統合と文化変容』(平成14年～平成17年度科学硏究費補助金研究成果報告書)
- 周遠廉・趙世瑜 1986 『皇父摶政王多爾袞全伝』長春、吉林文史出版社
- 杉山清彦 1998 「清初正藍旗考—姻戚関係よりみた旗王権力の基礎構造」
『史学雑誌』107-7
2001 「八旗旗王制の成立」『東洋学報』83-1
2001 「清初八旗における最有力軍団—太祖ヌルハチから摶政王ドルゴンへー」『内陸アジア史研究』16
2001 「大清帝国史のための覧書—セミナー「清朝社会と八旗制」をめぐってー」『満族史研究通信』10
2007 「大清帝国支配構造試論：八旗制からみた」『近代世界システム以前の諸地域システムと広域ネットワーク』(平成16～18年度科学硏究費補助金研究成果報告書)

- 鈴木真 2001 「雍正帝による旗王統制と八旗改革—鑲紅旗旗王スヌの断罪事件とその意義—」『史境』42
- 2004 「旗王家の継承と新設—雍正朝の両紅旗を例に—」『東方学』109
- 谷井俊仁 1994 「順治時代政治史試論」『史林』77-2
- 谷井陽子 2005 「八旗制度再考(一)—連旗制論批判—」『天理大学学報』56-2
- 張玉興 1984 「多爾袞擁立福臨考実」『明清史探索』遼海出版社、
2004 (原載『故宮博物院院刊』23)
- 杜家驥 1996 「順治朝八旗統領關係变化考察」『南開学報』134
1998 「清初両白旗主多爾袞与多鐸換旗問題の考察」『清史研究』31
1998 『清皇族与国政関係研究』台北、五南図書出
2005 「清朝滿族的皇家宗法与其皇位繼承制度」『清史研究』57
- 内藤湖南 1921 「清初の繼嗣問題」『内藤湖南全集』第七卷、筑摩書房、
1970 (原載『史林』7-1)
- 増井寛也 2005 「満洲〈アング〉anda 小考」『立命館東洋史学』28
2006 「専管権から見たアイシン国の功臣集団とその構成」『立
命館文学』594
2006 「海西フルン四国王位繼承考—ヌルハチ・シュルガチ
兄弟の確執に寄せて—」『立命館史学』27
- 孟森 1936 「八旗制度考実」『明清史論著集刊・正統編』(復刻版)
石家莊、河北教育出版社 (原載『歴史語言研究所集刊』6-4)
- 楊珍 2001 『清朝皇位繼承制度』北京、学苑出版社
- 姚念慈 1996 「多爾袞与皇權政治」『清史論叢』12

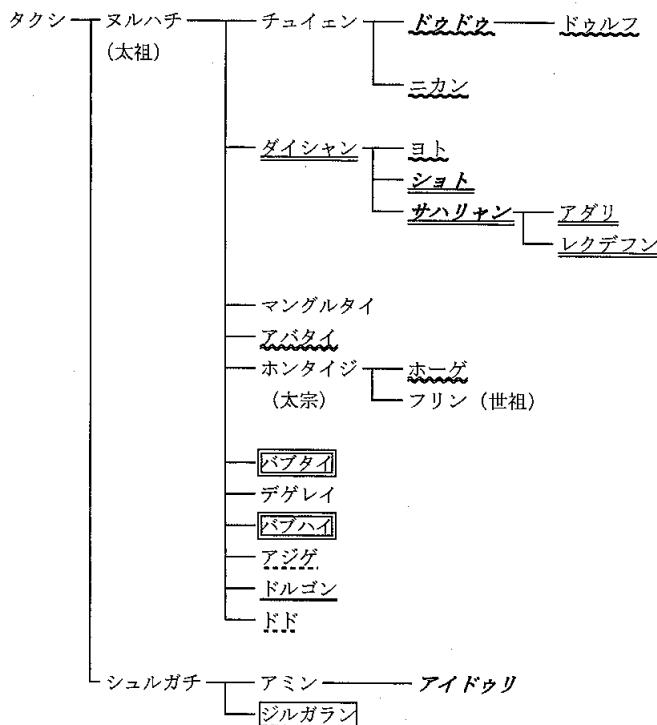
史料

- 『瀋陽状啓』(奎章閣叢書・第一) 京城(ソウル)、京城帝国大学法文学部 1935
- 『愛新覚羅宗譜』(全8冊、附『星源集慶』) 奉天(瀋陽)、愛新覚羅修譜處 1938
- 『大清太宗文皇帝実録』(『大清歴朝実録』) 台北、華文書局 1964
- 『大清世祖章皇帝実録』(『大清歴朝実録』) 台北、華文書局 1964
- 『国朝耆獻類徵初編』(全25冊) 台北、文友書局 1966
- 『満文老檔』(満文老檔研究会訳注: 太祖朝3冊、太宗朝4冊) 東洋文庫
1955-1963
- 『旧満洲檔』(神田信夫等訳『旧満洲檔 天聰九年』: I・II) 東洋文庫
1972-1975
- 『清史稿』(全48冊) 北京、中華書局 1977
- 『盛京刑部原檔』(中国人民大学清史研究所、中国第一歴史檔案館訳) 北京、群衆出版社 1985
- 『八旗通志初集』(全8冊) 長春、東北師範大学出版社 1985
- 『八旗満洲氏族通譜』瀋陽、遼瀋書社 1989
- 『清初内国史院満文檔案訳編』(中国歴史第一檔案館編: 全3冊) 北京、光明日報出版社 1989
- 『欽定八旗通志』(全12冊) 長春、吉林文史出版社 2003
- 『内国史院檔』(マイクロフィルム資料) 筑波大学中央図書館所蔵、原本は中國歴史第一檔案館所蔵
- 『鑲黄旗鈕祜祿氏弘毅公家譜』(乾隆十八年初修、同三十年續修、抄本、不分卷)
東洋文庫所蔵

〔付記〕 本稿は、2006年度修士論文の一部を加筆・修正したものであり、執筆に際しては、松本英紀、増井寛也両先生に懇切丁寧なご指導をいただいた。ここに改めて謝意を記したい。

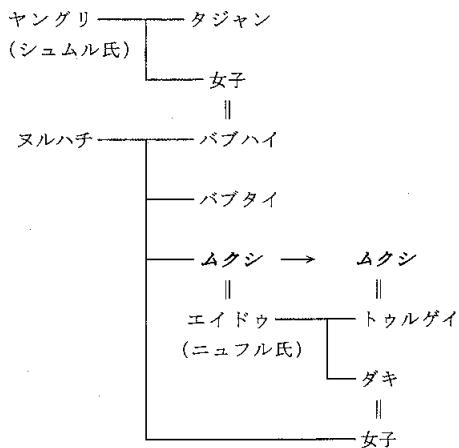
(本学大学院博士後期課程一回生)

系図1・清宗室略系図



※ 記号は各人物の属旗（崇徳八年～順治六年の鑲白旗と正藍旗の交換時期）を表す
 人名は正白旗、人名は鑲白旗、人名は正紅旗、人名は鑲红旗、人名は正藍旗、人名
 は鑲藍旗、人名は正黄旗
 なお、崇徳以前に死去している人物については記号を用いていない
 太字斜体はウラ=ナラ氏（ブジャンタイ系）と婚姻関係を持っている人物

系図2・ニュフル氏、シュマル氏、宗室バブハイ家関係系図



- は婚姻関係、太字斜体は女性を示す
- 系図は『愛新覺羅宗譜』、『鑲黄旗錫祜祿氏弘毅公家譜』、および実録の記事をもとに作成

表・ホーリー領有時の正藍旗人一覧

人名	正藍旗人として登場する史料	「初集」の列伝	列伝の属旗・氏族
ダルハン（達謨漢）	滿文老檔・崇德元年九月八日の条	卷百六十五	正藍旗 シャン河地方のゴロロ氏(ヤンショの子)
オロセチ・エン（鄂羅塞臣）	内国史院檔・崇德二年正月十日の条	卷百六十五	正藍旗 シャン河地方のゴロロ氏(ダルハン長子)
フラクタ（富喇克塔）	内国史院檔・順治三年正月六日の条	卷百五十九	鑲白旗 シャン河地方のゴロロ氏(チャンシュ系)
イエシ（葉喜）	内国史院檔・崇德三年十二月三日の条	卷百五十九	鑲白旗 シャン河地方のゴロロ氏(チャンシユ系)
シライ（席頃）	太宗実錄・卷五十三、崇德五年十二月丁未の条	卷百五十九	鑲白旗 シャン河地方のゴロロ氏(チャンシユ系)
ドヴァンダリ（敦達礼）	八旗通志初集・卷二百二十四	卷二百二十九	鑲白旗 シャン河地方のゴロロ氏(ダバイの再従兄弟)
タバミ（達拜）	八旗通志初集・卷二百三十八	卷二百三十八	鑲白旗 スワン地方のグワルギヤ氏(トバンジンの甥)
ヤンシャン（楊善）		卷百五十九	鑲白旗 スワン地方のグワルギヤ氏(ヤンシャンの子)
ロジョ（羅頂）	内国史院檔・崇德四年十一月八日の条	卷百五十九	鑲白旗 スワン地方のグワルギヤ氏(ヤンシャン三弟)
イズベ（伊珠）	内国史院檔・順治二年十一月二十日の条	卷百五十九	鑲白旗 スワン地方のグワルギヤ氏(ヤンシャン四弟)
ジサイ（吉養）	内国史院檔・清史稿・卷二百四十五、ガリノ伝	『通譜』卷一	正黃旗 スワン地方のグワルギヤ氏
ガリノ（剛林）	内国史院檔・順治三年四月六日の条	卷百六十一	鑲白旗 ウラ地方のグワルギヤ氏
オモクト（鄂穆克圖）	内国史院檔・順治二年十一月九日の条	卷百六十一	鑲白旗 ウラ地方のグワルギヤ氏(オモクトウの再誕弟)
ソホイ（索輝）	内国史院檔・順治二年十一月八日の条	卷二百二十六	鑲白旗 カルカ地方のグワルギヤ氏
ヘレ（赫勒）	内国史院檔・崇德元年五月二十日目の条	卷百六十一	鑲白旗 ギヤムフ地方のグワルギヤ氏
ジャンサン（張山）	滿文老檔・崇德元年五月二十日目の条	卷百六十六	正藍旗 ナラガ
サビガ（薩壁漢）	内国史院檔・崇德二年正月十日の条	卷百五十九	鑲白旗 額真湖地方のフチャ氏
ハニンガ（哈寧阿）	内国史院檔・崇德四年四月二十七日の条	卷百五十九	鑲白旗 額真湖地方のフチャ氏(ハニンガの弟)
イチエンゲ（伊成格）	内国史院檔・崇德二年正月十日の条	卷百五十九	鑲白旗 長白山地方のフチャ氏
オトン（鄂屯）	内国史院檔・順治三年四月六日の条	卷百六十	鑲白旗 墨悠地方のフチャ氏
フカダ（富喀達）？	内国史院檔・崇德七年四月八日の条	『通譜』卷二十五	鑲白旗 ウラニアラ氏
ハイカダ（拜庫達）	内国史院檔・崇德三年二月二十九日の条	卷二百八	鑲白旗 イエニアナラ氏
ナムタイ（納懃泰）	満文老檔・崇德元年十一月五日の条	卷百六十一	鑲白旗 松阿里吳禦地方のナラ氏
ニカ（尼姑）	内国史院檔・崇德四年十一月八日の条	卷百五十九	鑲白旗 ニンシグダ地方のニンシグダ氏
チルダシニン（齊爾格申）	盛京刑部原檔・190号(崇德三年八月二十三日)	卷百六十一	正藍旗 ニンシグダ地方のニンシグダ氏
デブトラン（德普特林）？	内国史院檔・崇德四年三月三十日の条	『通譜』卷四十一	
ウルハ（吳魯哈）	内国史院檔・崇德三年八月八日の条	卷二百八	鑲白旗 カルフ地方のニンシグダ氏

ウバハイ(吳巴海)	内国史院檔・順治二年六月三日の条	卷百六十一	鑓白旗	タタラ氏
バハナ(巴哈納)	内国史院檔・順治三年正月二十一日の条	卷百六十	鑓白旗	堂雖
シンナイ(星内)	内国史院檔・崇德八年正月二十日の条	卷百五十五	正白旗	キヨルチヤ氏
ジュマラ(朱馬喇)	内国史院檔・崇德七年九月十五日の条	卷百六十	鑓白旗	イエヘ地方のビル氏
コルコノ(科爾坤)	内国史院檔・順治三年正月二十一日の条	卷百六十六	正鑓旗	アヤンギヨロ氏(アバタイの謫衛)
スルトゥ(蘇齊都)	内国史院檔・順治三年四月六日の条	卷二百十一	正鑓旗	イララ氏
ゲンダ(庚格)	盛京刑部原檔・211号(崇德四年六月二十七日)	卷二百八	鑓白旗	ケルンギヨロ氏
チニンシハ(充什哈)	盛京刑部原檔・190号(崇德三年八月二十三日)	卷二百八	鑓白旗	イルクレ氏
カルタラ(喀爾塔喇)	内国史院檔・順治三年正月二十日の条	卷百六十一	鑓白旗	ジャヤギヤ氏
シルトゥ(西額都)	内国史院檔・崇德二年正月十日の条	卷七(旗分志)	鑓白旗	不明(ウラ地方の出身?)
フシム(胡喜木)	滿文老檔・崇德元年五月二十五日の条	卷七(旗分志)	鑓白旗	アルサイ(の同族?)
アルサ(阿爾善)	内国史院檔・崇德七年閏十一月三十日の条	卷七(旗分志)	鑓白旗	不明(フシムの死後、そのニルを受け継ぐ?)
セオゲシ(東根)	滿文老檔・崇德元年五月二十五日の条	卷二百八	鑓白旗	不明
ホロホ(荷洛会)	滿文老檔・崇德元年十一月五日の条	なし	鑓白旗	不明

※なお、上記の旗人と同族で、同様に正藍旗人考えられる人物が、この41人以外にも存在するが（サビガンの同族のウダリ（吳達礼 Udar）、オトンの同族のエセハイ（額黑赫 esehai）など）、ここでは数に入れていない。